

分析レポート

国内経済金融

省エネ推進が期待される「復興支援・住宅エコポイント」

安藤 範親

復興支援・住宅エコポイントとは

エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（通称、住宅エコポイント事業、経済産業省、国土交通省、環境省により実施）は、省エネ法に定められた基準に従うエコ住宅の新築やエコリフォームを実施した人に対し、様々な商品・サービスと交換できるポイント（1ポイント1円相当）を付与する制度である。地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的に作られた。

同制度は、10年3月着工分に始まり11年12月着工分まで導入されたが、その期間は、制度利用の高まりから予算消化が早まったため5ヶ月短縮され7月着工分で一旦終了した。なお、実際の申請は着工後の販売分も対象になっている。

しかしその3ヶ月後に、同制度は、被災地復興支援と省エネの観点から11年度第3次補正予算に盛り込まれ復活した。新たな名称は「復興支援・住宅エコポイント」である。制度全体の枠組みは従来のものを踏襲するが、ポイント利用の半分を被災地の産品や商品券に限定した点や耐震改修をポイント発効対象にした点などの追加点がある。11年7月着工分で終了した制度を旧制度と呼び、新たに開始された制度を新制度と呼ぶ。

新制度運用期間は、新築は11年10月21日着工分から、リフォームは11年11月21日着工分からとなり、期限はいずれも12年10月31日までとなった。付与ポイントは、エコ住宅の新築の場合、被災地に

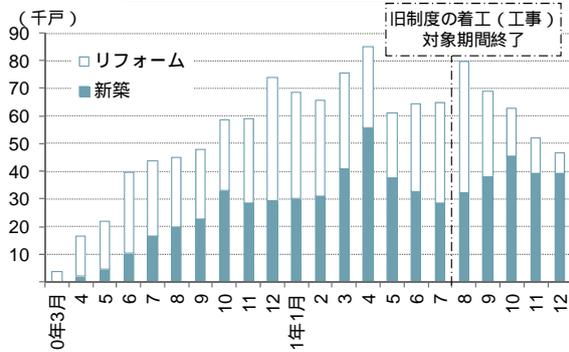
は1戸当たり一律30万ポイント、その他地域には15万ポイントが付与され、エコリフォームの場合は、上限30万ポイント、さらに耐震改修を含む場合は上限45万ポイントとなった。

旧制度の効果

旧制度の実施内容を見ると11年12月末時点で、申請受付数は累計約120万戸（新築約62万戸、リフォーム約59万戸）ポイント発行数は累計約1,800億円である。旧制度開始以降、申請件数は順調に増加している（図表1）。

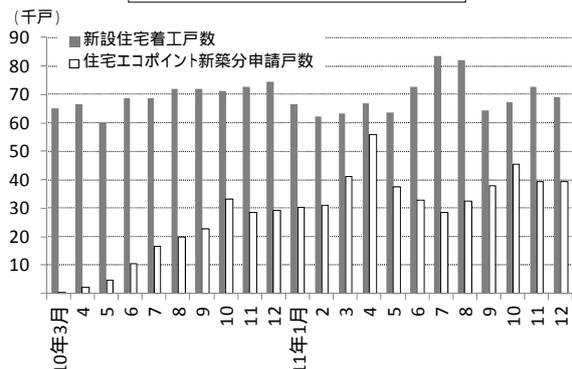
新築の場合は、新設住宅着工戸数と新築分の申請戸数を見ると、着工件数の5割前後が対象住宅となっており（図表2）

図表1 住宅エコポイントの申請状況



(資料) 住宅エコポイント事務局
住宅エコポイント事業の実施状況をもとに筆者作成

図表2 新設住宅着工戸数と住宅エコポイント新築分申請戸数の推移

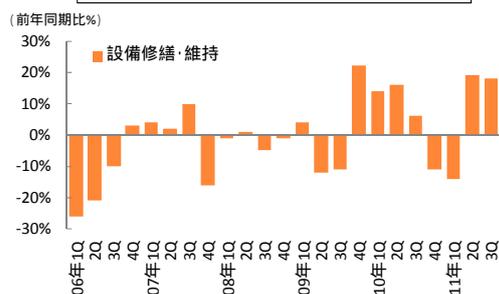


(資料) 国土交通省統計資料をもとに筆者作成

旧制度により新築住宅の省エネ化が進んでいることがわかる。

また、リフォームは、家計のリフォーム支出を示す家計調査の設備修繕・維持の項目を見ると、住宅エコポイントが始まった09年第4四半期以降、前年同期比10%前後の伸びが見られる。しかしながら、10年度第4四半期から11年度第1四半期にかけては、東日本大震災の影響などで下げた。それ以降は制度利用終了前の駆け込みや震災復興などの需要で再び増加に転じている。家計の消費支出からもリフォーム消費の盛り上がりが見られ、住宅の省エネ化が促進されたことが分かる。

図表3 家計消費支出(設備修繕・維持)



(資料)総務省家計調査より筆者作成

今後も期待される省エネ支援

旧制度と比べて、新制度は、新築に付与されるポイントが、被災地以外は半減となったものの、電力不足に伴う節電対策や地震リスクの高まりから今後も積極的な活用が予想される。

利用期限は、12年10月末までと限られるものの、今後もさまざまな省エネ支援策の強化・導入が期待される。

20年までに政府は、エネルギー基本計画のなかで、住宅に対してZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス：省エネルギーと再生可能エネルギーの導入により電

力系統からの電力使用量を差引ゼロとする住宅)を標準的な新築住宅とし、既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させることを目指している。

このエネルギー基本計画は、震災により見直しが進められているが、原発縮小に備えるために、従来に比べさらなる対策強化が図られる見込みである。既に経済産業省は、すべての新築住宅に省エネを義務付ける方針を示している。

一方で、住宅の省エネ対策はコスト増となることから、規制強化と合わせた支援策強化の必要性も訴えられており、引き続き住宅エコポイントなどの普及促進制度の活用が期待されている。

なお、住宅エコポイント以外にも、住宅の省エネルギー化を進める制度として、住宅ローン金利を優遇する「フラット35Sエコ」(引き下げ幅は被災地で1%、被災地以外で0.7%)や住宅取得等資金の「贈与税非課税枠の拡大」(今年1,000万円までが非課税、来年在700万円、再来年在500万円と段階的に縮小するが、一定の省エネ基準か耐震等級2以上の住宅は500万円上乗せされる)がある。他にもエコリフォームを対象としたさまざまな税の特例として、「リフォームローン減税」(所得税を2%減税)や「固定資産税の減額措置」(1年間1/3に減額)などがある。さらに、省エネ設備を導入する際における地方自治体の補助金や地域金融機関独自のエコリフォームローンなどもある。これらの省エネ支援対策は、併用できるものも多く、併用によってより効果の高い省エネが可能となり、利用者にとっては経済的なメリットも大きくなる。